

京都府中小企業節電対策緊急支援事業補助金のFAQ

1 節電対策について

質 問	回 答
節電対策とは何ですか	この事業は、今夏、ピーク時の電力不足が懸念される電力の消費削減を目的としています。したがって、電力消費の削減効果がある設備や機器の更新、発電機器等の導入、平日のピーク時電力削減のために勤務日を休日や夜間にシフトするための取組が対象となります。

2 補助対象者について

質 問	回 答
申請は事業者単位か事業所単位になりますか	企業等事業者単位になります。 したがって、府内に企業が複数の事業所を有する場合、申請者はその企業になります。
パート労働者は従業員に含まれますか	労働基準法第20条で定める「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。詳しくは同法第20条及び第21条を参照ください。
会社役員は従業員に含まれますか	含まれません。個人事業者の事業主も含まれません。
中小企業者等とありますが、「等」とは何を指しますか	本事業の対象は中小企業者を原則としていますが、それ以外の法人が運営する店舗など中小企業に準じる事業を行っていると思われる場合はその事業所に限って対象となります。 詳しくはお問い合わせください。

3 補助対象事業について

質 問	回 答
対象となる事業所を教えてください	府内にある事業所に限ります。したがって、府内に本社がある中小企業で他府県にある事業所は対象外になります。
業務用スペースとは何ですか	工場、店舗、教室、オフィス等、企業の事業活動を行うための事業所を指します。
節電効果の算定は何ですか	設備の更新等で既存のピーク時電力消費量が削減できることが事業目的であり、更新前後の電力消費量が施工業者やカタログ等のデータ等で客観的に明らかにできることが要件です。節電効果の割合は要件ではありません。
工場内に設置している事務室、休憩室、更衣室は対象になりますか	企業の業務遂行に必要な施設であれば対象となります。
工場等に設置している職員用食堂は対象となりますか？	企業の業務遂行に必要な施設ではないため、対象外になります。
食品スーパーで調理室や倉庫は対象となりますか	業務に必要な施設であり対象になります。
既設の事業所を増築する場合は対象となりますか	増築に伴う設備の設置は、新たに電力を消費するため対象となりません。
更新とは具体的に何ですか	既設の設備や機器を外し、それより節電効果がある機器に置き換えることを指します。
当社はパソコン教室を行っています。パソコンを更新する予定にしていますが、対象となりますか	パソコンが、インストラクター、受講者が利用するなど業務用のもので、既存のパソコンを廃棄し更新すること、及び既存に比べ節電効果が認められる場合は対象となります。
節電するため新たに扇風機を導入する場合、補助対象になりますか	新たな機器の導入となり対象になりません。
当社は節電対策として、全体照明をカットしLEDを使った手元灯りを導入することとしています。この場合、対象になりますか	新たな設備や機器の導入となり、上記同様対象になりません。
いわゆる「緑のカーテン」は対象になりますか	施工することによって、節電効果が第三者で証明できれば対象になります。
壁面の断熱塗装は対象となりますか	上記、緑のカーテンと同様です。

質 問	回 答
飲食店で客用のテレビを更新する場合は対象になりますか	客用サービスとして飲食店の業務に直結する機器の更新であり、節電効果が証明できれば対象となります。
新たに太陽光発電設備を導入する場合は対象になりますか	太陽光や風力、燃料電池などの自家発電装置は、既存の電力消費削減に貢献することになり対象となります。 また、蓄電池も昼間のピーク時電力の削減に貢献するため対象となります。
事業者が住居兼店舗として使用している事業所で、太陽光発電設備を設置する場合は補助対象として認められますか	補助対象となりますが、設置前の住居と業務用の事業所での面積で按分し、このうち店舗用と認められる割合を対象とします。 面積按分は、固定資産税の課税状況等が参考となります。
当社は節電のため、空調設備と照明設備の更新を予定しています。どこまで対象となりますか	補助対象に該当する事業はすべて対象となります。したがって、この場合どちらも対象となります。
当社は、府内にある5事業所の照明設備の更新を予定しています。どこまで対象となりますか	補助は企業等を対象としていますので、補助要件に合う府内の事業所であればすべて対象となります。 なお、申請者は企業等からとなります。
スマートメーターを取り付け、見える化を進めて節電に取り組むこととしています。この場合、スマートメーターの設置費用は対象になりますか。	今回の補助対象は、更新する機器自体に直接節電効果があることが条件であり対象となりません。 スマートメーターはそれ自体が節電するのではなく、それにより意識改革ができ、節電行動を期待することですので必ず節電できるとは限らないからです。

質 問	回 答
既存設備に電力制御機能を持つ機器を取り付け節電対策をします。対象になりますか	その機器を取り付けることによって、既存設備の節電ができることが証明できれば対象となります。
機器更新に当たって、既存の機器に比べ消費電力は高いものの生産力が増強され、トータルで1日分の使用電力の減少が見込まれるものを導入します。結果として節電になると思われませんが対象となりますか	本事業は機器自体の消費電力が減少する更新を対象としています。 生産力の増強は運用によりますので、本事業の対象となりません。
自社製品の使用や自社施工による改修も補助対象となりますか	自社、親会社、子会社、関連会社、関係会社(参考:財務諸表等規則(昭和38年大蔵省令第59号))の製品や施工による改修も補助対象になりますが、補助対象経費についてはそれぞれの利益相当分を排除する必要があります。 この場合、仕入れ値、簿価が対象となります。 なお、自社で工事を行った場合は経費が発生しないので対象となりません。 (工事に伴う部品の調達など明らかに経費が発生する場合は、その経費のみを対象とする。)
平日昼間のピーク時電力削減のため勤務時間の変更に伴う新たな取組とはどのようなものですか	例えば、平日操業を土日にシフトする場合、申請者が主体となり経費を負担する企業内保育などです。
当社は、休日勤務シフトにより従業員に対しベビーシッターの経費の一部を給付しています。対象となりますか	企業等が主体となって実施し直接経費負担を行う事業を補助対象としています。したがって、従業員に対する給付は対象となりません。

4 補助対象要件について

質 問	回 答
補助対象事業に関し、京都府の他の補助金等とは何ですか	例えば補助を受けようとする設備更新に当たり、「京都企業設備投資支援事業費補助金」の交付又は申請しようという場合など、当該設備に対し京都府が支出する補助金を受ける場合です。 ただし、国や市町村等京都府以外の団体から助成を受ける場合はこれに該当しません。
7月1日に空調設備を更新した場合、補助対象になりますか	本事業は7月1日以降の事業着手を対象としています。 契約日が6月30日以前の場合は対象となりません。 なお、7月1日に発注し(契約書、請書、発注書等で確認)、同日に納品があった場合は対象となります。
設備更新に当たって、7月1日から工事着手しています。補助対象になりますか	発注、契約が6月30日以前だと補助対象となりません。
これから設備を発注しますが補助対象となりますか	8月31日までに設備の更新が完了できる場合は補助対象となります。 なお、結果として9月以降の設置となった場合は、交付決定がされた場合であっても、補助金は交付しません。
工場の節電対策のため、照明をLEDに更新する予定ですが、業者に問い合わせたところ、8月末の納品が間に合いません。	本事業は今夏の節電対策を目的としています。 8月中の設置ができない場合は、補助対象となりません。
補助対象の対象とならない経費とは何ですか。	消費税、地方消費税等の公租公課や官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料、借入金及び支払利息、書類作成等の経費です。

5 補助対象経費について

質 問	回 答
対象となるリース、レンタルに要する経費とは何ですか	対象となる設備更新に当たって、事業期間(7月、8月の2月間のうち)に按分した経費が対象となります。 なお、この場合も30万円以上であることが要件となります。

6 補助金の交付について

質 問	回 答
補助金の交付はいつ頃を予定されていますか	補助金は精算払いであり、事業が適正に執行され支払いが完了したことを確認できた後で速やかに交付します。 なお、本事業は今夏の緊急対策として実施するものであり、事業終了後30日以内に支払いを完了してください。